1 目的

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 24 年法律 第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。) 第 9 条の規定に基づき、障がい者就労施設 等からの物品等の調達の推進を図ることを目的として、本方針を定める。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、芦別市役所の全組織(以下、「各部局等」という。)が発注する物品等の調達に適用する。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

本方針の調達の対象となる障がい者就労施設等は、その所在地又は住所地が芦別市内にある 以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 17 年法律第 123 号。以下、「障害者総合支援法」という。) に基づく事業所・施設等
 - ア 障がい者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う入所施設)
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 障がい福祉サービス事業を行う施設

生活介護事業所(基準該当事業所を含む)

就労移行支援事業所

就労継続支援事業所(A型・B型(基準該当事業所を含む))

- (2) 障害者基本法 (昭和 45 年法律第 84 号) に基づき国及び地方公共団体からの助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進 法」という。)に基づく子会社の事業所(特例子会社)
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所
 - 次の要件の全てを満たす事業所
 - ①障がい者の雇用者数が5人以上
 - ②障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30% 以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等を自ら行う障がい者(在宅就業障がい者)
 - イ 在宅就業障がい者に対する援助等を行う団体(在宅就業支援団体)
- 4 調達の対象品目等

本市が障がい者就労施設等から調達する物品等は、以下のとおりとする。

(1) 物品

- ア 事務用品 (筆記具、事務用具、用紙、封筒、書籍など)
- イ 食料品・飲料 (パン、弁当、おにぎり、加工食品、野菜など)
- ウ 小物雑貨(衣類、身の回り品、食器類、木工品、刺繍品、花苗など)
- エ その他の物品(上記アからウ以外の物品)

(2) 役務

- ア 印刷 (ポスター、チラシ、報告書、名刺、封筒などの印刷)
- イ クリーニング (クリーニング、リネンサプライなど)
- ウ 清掃・施設管理(清掃作業、除草作業、施設管理、駐車場管理など)
- エ 情報処理、テープ起こし(ホームページ作成、データ入力・集計、テープ起こしなど)
- オ 飲食店等の運営(売店、レストラン、喫茶店など)
- カ その他のサービス・役務(仕分け・発送、袋詰・梱包、洗浄、解体、印刷物折りなど)

5 調達の実施方法

- (1) 予算の適正な執行、契約における透明性及び競争性に留意しつつ、障がい者就労施設等の事情に配慮し、納期や発注量に考慮するものとする。
- (2) 障がい者就労施設等からの供給可能な物品等についての情報を、福祉課から各部局に対して情報提供することで物品の発注促進を図るものとする。
- (3) 指定管理者による管理が行われている施設等に対し、当該方針について理解と協力を求めるものとする。
- (4) 調達に当たっては、本市の契約者の資格登録をしている市内事業者等に十分な配慮をしながら進めるものとする。

6 調達方針及び調達実績の公表

調達方針及び調達実績については、福祉課において翌年度に概要を取りまとめのうえ、本市ホームページで公表するものとする。

7 調達目標

令和5年度優先調達目標額 10,761千円

8 その他

障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直し を行うものとする。

9 方針に関する担当窓口

本方針に関する担当窓口は、市民福祉部福祉課とする。

附則

この方針は、令和5年6月1日から実施する。

分 類 例

【 物品・役務の品目分類例 】

| | 品 目 | 具 体 例 |
|---|--------------|---|
| | ①事務用品・書籍 | 筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など |
| 物 | ②食料品・飲料 | パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、米、野菜、 果物 など |
| 品 | ③小物雑貨 | 衣類・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・ 刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形・楽器、各種記念品、 清掃用具、防災用具、非常食、花苗 など |
| | ④その他の物品 | 机・テーブル・椅子、キャビネット・ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす・杖・点字ブロック等上記①~③以外の物品 |
| 役 | ①印刷 | ポスター、チラシ、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷 |
| | ②クリーニング | クリーニング、リネンサプライ など |
| | ③清掃・施設管理 | 清掃作業、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など |
| 務 | ④情報処理・テープ起こし | ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計 など |
| | ⑤飲食店等の運営 | 売店、レストラン、喫茶店 など |
| | ⑥その他のサービス・役務 | 仕分け・発送・袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼ り類折り、筆耕翻訳、文書の廃棄、資源回収・分別 など |

【調達先の分類】

| | 調達先 | 条 件 等 |
|---|-------------------------|---|
| A | 障がい者支援施設 | 障害者総合支援法に規定する施設。(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設に限る。) |
| | 地域活動支援センター | 障害者総合支援法に規定され、創作活動又は生産活動の機会の提供や 社会との交流等を行う事業所 |
| | 生活介護事業所 (基準該当事業所を含む) | 障害者総合支援法に規定され、常に介護を必要とする人に昼間の入 浴、排泄、食事の介助を行い、創作活動又は生産活動の機会を提供す る事業所 |
| | 就労移行支援事業所 | 障害者総合支援法に規定され、一般企業等への就労を希望する人に一 定期間就労に必要な知識及び能力の向上に必要な支援を行う事業所 |
| | 就労継続支援事業所 (A型・B型) | 障害者総合支援法に規定され、一般企業等での就労が困難な人に働く 場を提供し、知識及び能力の向上に必要な訓練等を行う事業所 |
| | 小規模作業所 | 障害者総合支援法に規定される障がい者の地域社会活動の場として、 国及び地方公共団体から必要な助成を受けている施設 |
| В | 共同受注窓口 | 受注内容を対応可能な複数の障がい福祉サービス事業所に、斡旋・仲 介等をする業務を行う。 |
| С | 特例子会社 | 障がい者の雇用に特別に配慮し、雇用される障がい者数やその割合が 一定基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社 |
| | 重度障がい者多数雇用事業 所 | 重度身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者を常時労働者として 多数雇用しているか、継続して雇用している事業主 |
| | 在宅就業障がい者 | 自宅等で物品の製造、役務の提供等を自ら行っている障がい者 |
| | 在宅就業支援団体 | 在宅就業の障害者に対する援助業務等を行っている団体 |